

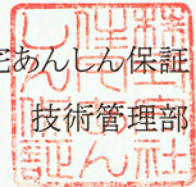
平成 22 年 4 月 15 日

技3通 10-022

設計施工基準第3条に係る結果通知書

株式会社リボール 御中

株式会社 住宅あんしん保証



技術管理部

平成22年4月8日付で申請のあった「リボールマイティL・RA圧着工法」については、下記2. に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、申出書の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

株式会社リボールが供給する「リボールマイティL・RA圧着工法」を使用し、株式会社リボールが定める施工要領に基づき施工されたもの。

2. 第3条申出に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

(1) 防水工法

- ① 防水材は、(中略)、以下の防水工法のいずれかに適合するものとする。(金属板ふき、塩化ビニール樹脂系シート防水、アスファルト防水、改質アスファルト防水、FRP系塗膜防水等)(第8条第2項)

3. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・保険契約申込みの際には通知書の写しをご提出ください。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。